定款

第1章 総 則

第1条(商 号)

当会社は、note株式会社と称し、英文では、note inc.と表示する。

第2条(目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 出版事業
- 2. デジタルコンテンツの企画、編集、制作、販売及び配信
- 3. デジタル教育コンテンツの企画、編集、制作、販売及び配信
- 4. 音楽・映像・ソフトウェアの企画、制作、販売及び配信
- 5. 各種コンテンツのマーケティング
- 6. クリエイターのマネージメント及びマーケティング
- 7. ウェブサイトの企画、開発及び運営
- 8. セミナー・イベントの企画及び運営
- 9. コンピュータシステムの開発
- 10. メディアコンサルティング
- 11. 教育事業
- 12. 通信販売事業
- 13. 飲食店業
- 14. 酒類販売業
- 15. 広告代理店業
- 16. 旅行代理店業
- 17. 不動産賃貸業
- 18. 宇宙旅行の企画及び販売
- 19. 宇宙ロケットの企画、開発及び販売
- 20. 前各号に付帯する一切の業務

第3条(本店の所在地)

当会社は、本店を東京都港区に置く。

第4条(機関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条(公告方法)

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、54,591,600株とする。

第7条(単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条(単元未満株主の権利制限)

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条(自己株式の取得)

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第10条(株主名簿管理人)

- 1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第11条(株式取扱規程)

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び 手数料は、法令又は定款に定めるものの他、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条(基準日)

- 1. 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2. 前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

第13条(招集)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。

第14条(招集権者及び議長)

- 1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
- 2. 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第15条(電子提供措置等)

- 1.当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2.当会社は、電子提供装置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条(決議方法)

- 1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2. 会社法第309条第2項の規定に基づく株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条(議決権の代理行使)

- 1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2. 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第18条(議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録 に記載又は記録し、議長が記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

第19条(取締役の員数)

- 1.当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、1名以上とする。
- 2.当会社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。

第20条(取締役の選任)

- 1. 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
- 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条(取締役の任期)

- 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第22条(代表取締役及び社長)

- 1. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。
- 2. 代表取締役は社長とし、会社の業務を統轄する。

第23条(取締役会の招集権者及び議長)

- 1. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
- 2. 代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条(取締役会の招集通知)

- 1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第25条(取締役会の決議要件)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第26条(取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条(重要な業務執行の決定の委任)

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(会社 法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に一任することがで きる。

第28条(取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載 又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第29条(取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるものの他、取締役会において定める取締役会規程による。

第30条(報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第31条(取締役の責任免除及び責任限定)

- 1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2. 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監查等委員会

第32条(監査等委員会の招集通知)

- 1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2. 監査等委員である取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第33条(監査等員会の決議要件)

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、その 過半数をもって行う。

第34条(監査等委員会の議事録)

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に 記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第35条(監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会 規程による。

第6章 会計監査人

第36条(会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第37条(会計監査人の任期)

- 1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第38条(会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、監査等委員会の同意を得て代表取締役が定める。

第7章 計算

第39条(事業年度)

当会社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。

第40条(剰余金の配当等)

- 1. 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。
- 2. 当会社は、毎年5月31日又は11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行うことができる。

第41条(剰余金の配当の除斥期間)

- 1. 配当財産が金銭である場合は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。
- 2. 未払の配当金には、利息をつけない。

以上